

観観産第 676 号

平成 31 年 3 月 15 日

一般社団法人日本旅行業協会 会長 殿

国土交通省観光庁観光産業課長



住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の仲介実績等の報告依頼

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条では、住宅宿泊事業者は都道府県知事等に対して人を宿泊させた日数等について報告することが義務付けられているところ、人を宿泊させた日数が 180 日を超過していないか等について補完的に確認するため、住宅宿泊仲介業者及び旅行業法に基づく旅行者（※）についても、届出住宅の仲介実績等について報告を求めた（「違法民泊物件の仲介等の防止に向けた措置について（通知）」（平成 29 年 12 月 26 日付観観産第 607 号通知。） 9. 参照）。

ついては、平成 31 年 3 月 31 日時点における法に基づく届出住宅について、別添調査票 1 を観光庁に報告いただきたい旨、貴協会傘下会員に対して周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

（※）旅行業法に基づく旅行者は、住宅宿泊仲介業者として登録することなく届出住宅の仲介が可能であることから、住宅宿泊仲介業者と同様に届出住宅の仲介実績について報告が求められる。

1 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）

2 提出先

以下のメールアドレスに、調査票を送信下さい。

hqt-tyukai.houkoku@ml.mlit.go.jp<国土交通省観光庁観光産業課宛>

—平成31年3月31日時点における取扱い物件—

観光庁観光産業課長 殿

年 月 日

<報告者>
 住 所
 氏 名
 〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕
 電 話 番 号
 住宅宿泊仲介業者登録番号

平成31年3月31日時点における取扱い物件について、次の通り報告します。

地方自治体による確認項目					地方自治体使用欄								住宅宿泊仲介業者による対応結果
地方自治体に届出が受理された住宅宿泊事業者の番号、名称又は氏名	届出番号	届出住宅の所在地			届出住宅に人を宿泊させた日数（平成30年10月1日から平成31年3月31日まで） ※数字のみ半角直接数字	プラットフォームにおける住宅事業者の識別番号（有る場合）	住宅事業者のメールアドレス	住宅宿泊事業者の電話番号	プラットフォームにおける届出住宅のURL	プラットフォームにおける届出住宅の識別番号（有る場合）	【確認結果】	【確認結果】	
		都	道	府							県	市	区
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

- この調査票は、観光庁観光産業課長宛てのE-mailに添付して送付すること。
 ※観光庁観光産業課長E-mailアドレス (hqt-tyukai.houkoku@ml.mlit.go.jp)
- 行が足りない場合は、追加すること。
- 列は追加しないこと。
- 自治体確認欄の【確認結果】理由・根拠は、複数選択可。

<記入例>
—平成31年3月31日時点における取扱い物件—

調査票1（住宅宿泊事業法に基づく届出物件）

観光庁観光産業課長 殿

平成31年4月15日

実績のない物件は、「0（ゼロ）」と記載してください。

<報告者>

住所
氏名
法人にあっては名称及び
代表者の氏名

電話番号

住宅宿泊仲介業者登録番号

東京都〇〇区〇〇5-5-5
株式会社〇〇 代表取締役 △△ △△
03-XXXX-XXXX
観光庁長官（01）第S00△△号

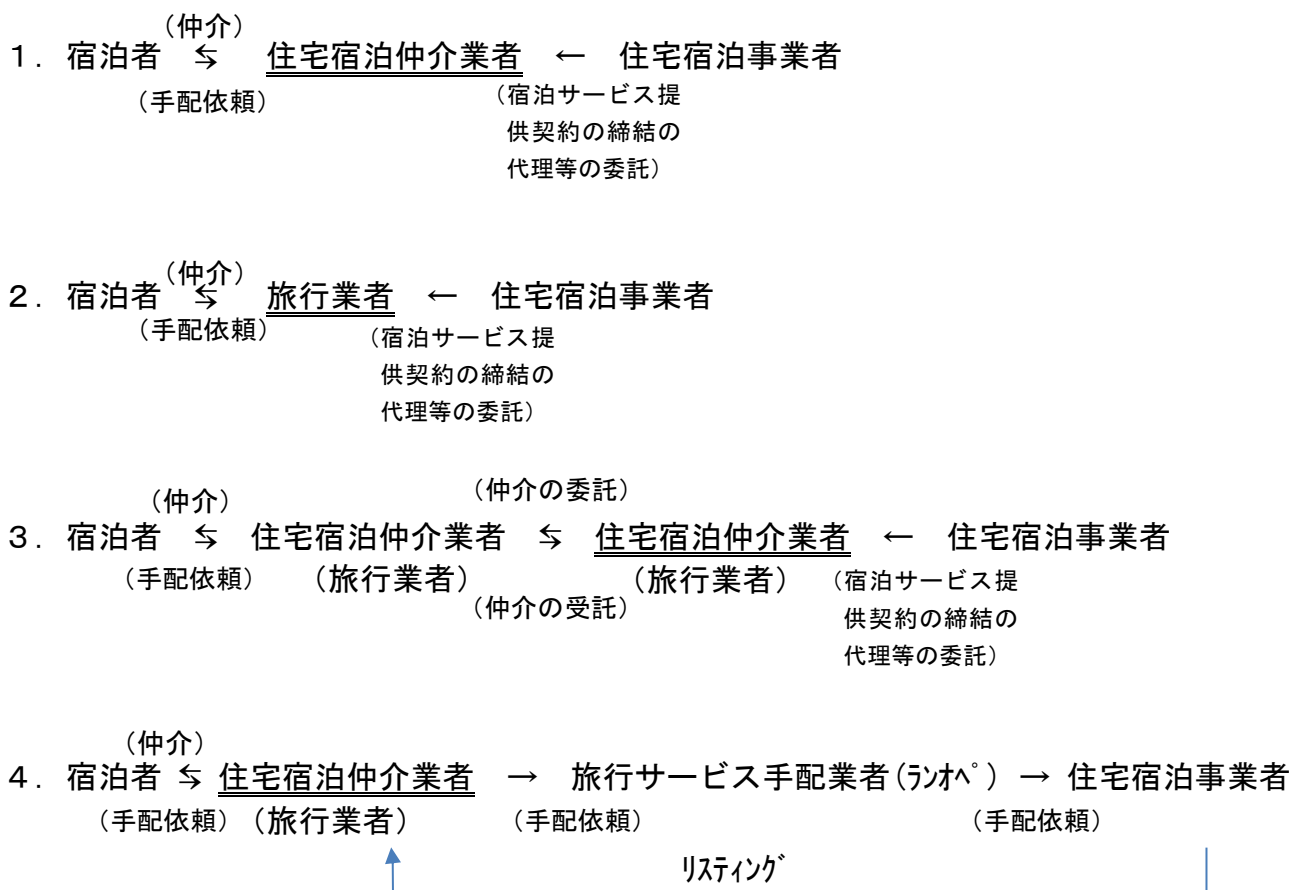
平成31年3月31日時点における取扱い物件について、次の通り報告します。

地方自治体による確認項目					届出住宅に人を宿泊させた日数 (平成30年10月1日から平成31年3月31日まで) ※数字のみ半角直接数字	プラットフォームにおける住宅事業者の識別番号(有る場合)	住宅宿泊事業者のメールアドレス	住宅事業者の電話番号	プラットフォームにおける届出のURL	プラットフォームにおける届出の住所番号(有る場合)	地方自治体使用欄			仲介業者使用欄
地方自治体に届出が受理された住宅事業者の商号、名称又は氏名	届出番号	届出住宅の所在地 都道府県市区町村以降									【確認結果】 (1) 違法認定なし・修正不要 (2) 違法認定なし・修正要請 (3) 違法認定あり・削除要請 (4) 適法性の確認不可・再報告対象	【確認結果】 理由・根拠 (1) 事業者の氏名等が異なる (2) 届出番号が異なる (3) 所在地が異なる (4) その他	【その他】 (備考・根拠の詳細等)	
1 観光太郎	M13xxxxxxx	東京都	新宿区	〇〇1-1-1-101	0						1			
2 観光庁(株)	M13xxxxxxx	東京都	渋谷区	△△1-1-1-101	50						1		4月10日に廃業済	
3 国土次郎	M27xxxxxxx	大阪府	大阪市中央区	1-1-1	50						2	3	町名××が抜けている	
4 観光太郎	沖保環第xx-xxx号	沖縄県	石垣市	〇〇1-1-1-101	50						2	4	カテゴリー違い(旅館業許可物件)	
5 国土次郎	M00xxxxxxx	大阪府	大阪市中央区	△△1-1-1	0						3	1, 2, 3		
6 ゲストハウス〇〇	神保医七第xx号	神奈川県		三浦郡葉山町××1-1-1	0						4	4	カテゴリー違い(旅館業の許可不明)	
7 国土次郎	M00xxxxxxx	青森県	弘前市	〇〇1-1-1	0						4	3	101号室で届出あり	

- この調査票は、観光庁観光産業課長宛でのE-mailに添付して送付すること。
※観光庁観光産業課長E-mailアドレス (hqt-tyukai.houkoku@m.lit.go.jp)
- 行が足りない場合は、追加すること。
- 列は追加しないこと。
- 自治体確認欄の【確認結果】理由・根拠は、複数選択可。

(報告を行う事業者について)

- 下線の事業者が報告を行う。
- 自社に直接リスティングされた物件について報告する。



5. 宿泊者 $\begin{matrix} \text{⇔} \end{matrix}$ 旅行サービス手配業者(ラオハ) $\begin{matrix} \text{⇔} \end{matrix}$ 住宅宿泊仲介業者 $\begin{matrix} \text{⇔} \end{matrix}$ 住宅宿泊事業者
⇒宿泊者が直接ラオハに申し込むことはない。

6. 宿泊者 $\begin{matrix} \text{⇔} \end{matrix}$ 旅行サービス手配業者(ラオハ) $\begin{matrix} \text{⇔} \end{matrix}$ 住宅宿泊事業者
⇒宿泊者が直接ラオハに申し込むことはない。また、法第 12 条違反になる。

このパターンはない。

※ 旅行者代理業者は、旅行者業務の取扱いに関し、自らの名において取引上の契約を締結することはできず、あくまで旅行者の代理人として取引を行うことが出来るにすぎないため、旅行者代理業者が住宅宿泊事業者の届出住宅の手配等を行った場合であっても、旅行者に含めて考える。

留意事項

調査票は、民泊制度ポータルサイトに登録している Excel 形式の調査票（様式2）をご利用いただき、所定のメールアドレスに提出いただきますようお願いいたします。

提出先 : hqt-tyukai.houkoku@ml.mlit.go.jp

民泊制度ポータルサイト :

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/regulation.html>

文字サイズ 小 **中** 大 Japanese English サイトマップ

minpaku 民泊制度ポータルサイト Google カスタム検索 検索

民泊を始める方 民泊を利用する方 民泊の基礎知識 よくあるご質問 各自治体の窓口案内 民泊制度コールセンター

住宅宿泊事業法（関連法令・様式集）

■ガイドライン等

- > 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）_概要
- > 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）
- > 住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について（通知）（平成29年12月26日薬生衛発1222第1号観観産第602号）
- > 住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について（通知）（平成29年12月26日国土動第112号）
- > 「違法民泊物件の仲介等の防止に向けた措置について」のポイント > 【英語版】 > 【簡体字】 > 【繁体字】
- > 違法民泊物件の仲介等の防止に向けた措置について（通知） > 【様式1】 [簡](#) > **【様式2】 簡** > 【繁体字】
- > 住宅宿泊事業法の施行日後における違法物件に係る予約の取扱いについて（通知） > 【英語版】 > 【簡体字】 > 【繁体字】
- > 住宅宿泊事業法の施行に伴う宿泊施設の確保に関する協力要請について（通知） > 【簡体字】 > 【繁体字】
- > 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律及び住宅宿泊事業法を活用した農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進について（通知）（平成30年6月5日30農振第772号観観産第142号）
- > 住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について（平成30年7月13日消防予第463号、生食発0713第1号、国住指第1356号、国住街第118号、観観産第323号）
- > 住宅宿泊事業の届出の促進にあたっての協力について（平成30年7月13日観観産第326号）
- > 住宅宿泊事業の届出の届出に係る協力について（周知）（平成30年7月17日国土動第45号）